

## ■ほ場整備（ほ場の大区画化や水田の汎用化の推進）

(事業名) <b>経営体育成基盤整備事業</b>	事業主体 県
-----------------------------	--------

### ■事業の目的

意欲と能力のある経営体が活躍できる条件を整備し、これらの経営体が農業生産の大部分を担う農業構造を確立することで、「攻めの農業」を実現する。

### ■事業のポイント

- 受益面積 20ha 以上で実施が可能（中山間地域は 10ha 以上）
- 高率補助事業（国 50（55）%、県 27.5%）※（ ）内は中山間地域
- ソフト事業と連動させることで、地元負担の軽減が可能

### ■事業内容

① 農業生産基盤整備事業	
(1) 農業用排水施設	農業用排水施設の新設、廃止又は変更
(2) 農道	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更
(3) 客土	農用地につき行う客土 又は、これと一体的に実施する酸性土壌改良資材の投入等
(4) 暗渠排水	農用地につき行う暗渠の新設、廃止又は変更又は心土破碎工
(5) 区画整理	農用地等の区画形質の変更
② 農業生産基盤整備附帯事業（土壌改良剤投入、交換分合など）	
③ 営農環境整備事業（集落道、親水・景観保全施設、生態系保全施設など）	
④ 農地整備事業に係る実施計画等の策定	

※1の(1)～(5)のうち2つ以上の事業を実施((4)、(5)は単独でも可)

※上記事業と密接な関連のある②、③を実施

### ■施工事例



## ■対象地域

県下全域（原則として農振農用地区域）

## ■採択要件

地区の目標とする集積要件により、下記の表に区分される。

事業名（国）	農業競争力強化基盤整備事業	農山漁村地域整備交付金事業
受益面積要件	20ha 以上（中山間地域 10ha 以上）	20ha 以上
集積要件等	下記のいずれか ①担い手農地利用集積率 50%以上 ②担い手農地集約化率 30%以上（1ha 以上の農地） ③農業生産法人等の経営等農用地面積の割合が 50%以上	下記のいずれか ①担い手農地利用集積率 30%以上 ②担い手農地集約化率 20%以上（1ha 以上の農地） ③農業生産法人等の経営等農用地面積の割合が 30%以上
	うち、中山間傾斜農地型 ・中山間地域で主傾斜 1/100 以上の農用地が 50%以上 ・農地集積率 30%以上 ・高収益作物の面積割合が事業の受益面積に対し 3%以上増加、かつ、担い手の受益面積に対し 5%以上増加する担い手 1 戸以上 ・採択期間：平 29 年度～平成 33 年度まで	

## ■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：国：50（55）%、県：27.5%、市町村等：22.5（17.5）%  
 事業内容の④にあつては、国：50%、県：50%

※（ ）内は中山間地域：特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯

## ■ほ場整備（ほ場の大区画化や水田の汎用化の推進）

(事業名) <b>農業経営高度化支援事業（ソフト事業）</b> (中心経営体農地集積促進事業)	事業主体 市町村 土地改良区
---	----------------------

### ■事業の目的

地域の中心となる経営体への農地集積等に取り組む地域に対し、農家負担金の軽減対策を実施し、事業の円滑な推進を図る。

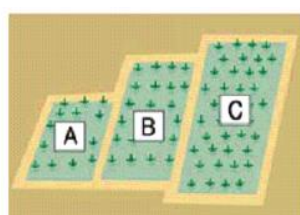
### ■事業のポイント

- 経営体育成基盤整備事業と同時に採択申請が必要
- 最大で事業費の12.5%相当の助成があり、地元負担の軽減が可能

### ■採択要件、助成・加算内容

対象ハード	経営体育成基盤整備事業	
	農業競争力強化基盤整備事業	農山漁村地域整備交付金事業
助成条件と割合	○中心経営体へ5.5%以上集積 ○助成割合：5.5～8.5%	○中心経営体へ3.5%以上集積 ○助成割合：3.7～7.5%
加算条件と割合	○中心経営体へ集積する農地面積の8割以上が1ha以上の面的に集約化(※) ○加算割合：1.0～4.0%	設定なし
備考	最大12.5%の事業費軽減	最大7.5%の事業費軽減

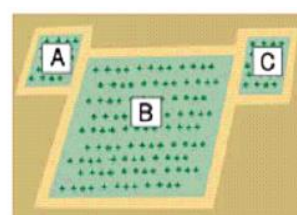
※「1ha以上の面的に集約化(※)」とは、農地が隣接している場合や道水路で接続している場合を言う。



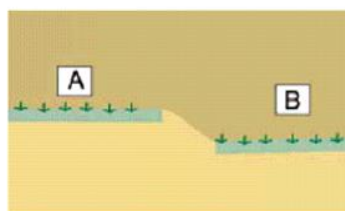
2筆以上が畦畔で接している



2筆以上が道路又は水路で接続し



2筆以上が各々一隅で接続し、作業に支障が無い



農地の段差が作業に影響しない



2筆以上が耕作者の宅地に接続している

## ■事業主体及び負担区分

事業主体：市町村、土地改良区

負担区分：国：50(55)％、市町村等：50(45)％

※県営事業かつ農地中間管理事業重点推進地域及び農地中間管理事業重点推進地域に指定されることが確実と見込まれる地域

国50(55)％、県50(45)％

## ■その他

### 【経営体育成促進事業】

- ・事業内容：農用地の改良又は造成に係る事業費の10％以内の無利子貸付。  
(農家負担金が年度事業費の12％以下の場合は、当該負担金の5／6以内)
- ・事業実施主体：貸付対象者
- ・採択要件等：事業完了時に担い手について、下記のいずれかを満たすこと。
  - ・認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、地域担い手育成総合支援協議会が作成するアクションプログラムに定める目標割合以上になること。
  - ・認定農業者数が対象事業採択時に比べて30％以上増加すること。

## ■ほ場整備（ほ場の大区画化や水田の汎用化の推進）

(事業名)	事業主体 県
県営農業基盤整備促進事業（定率・定額助成）	

### ■事業の目的

既に区画が整理されている農地の畦畔除去等による区画の拡大や暗渠排水の整備を行うことで、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化を推進し、農業競争力の強化を図る。

### ■事業のポイント

- 定率助成では、農地中間管理事業重点推進地域に関わることで地元負担金が不要（国費・県費 100%助成）
- さらに定率助成では、農地中間管理事業重点推進地域に関わることで、借り手の多様なニーズに沿ったきめ細やかな基盤整備も実施可能
- 定額助成では、助成単価は事業費の 1/2 程度  
また、農業者施工を組み入れることが必要
- また定額助成では、中心経営体に集約される農地は助成単価が 2 割加算
- さらに定額助成では、中山間地域かつ農地中間管理事業重点推進地域に関わることで国の助成単価に中山間地域型加算（県定額）
- 土地改良法手続きが不要
- 農業基盤促進事業に比べ優先採択が見込まれる〔農地耕作条件改善事業〕

### ■事業内容

#### ◇定額助成

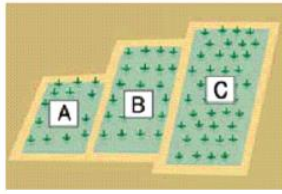
事業種類	一般型		中山間地域型による加算
	助成単価(国庫補助)	中心経営体集約化農地	助成単価(県補助)
田の区画拡大	4～12.5万円/10a	4.5～15万円/10a	一般型助成単価と同額
水路の変更有	13～25万円/10a	15.5～30万円/10a	
畦畔除去のみ	3万円/100m	3.5万円/100m	
暗渠排水	5.5～20.5万円/10a	6.5～23.5万円/10a	
湧水処理	10～16.5万円/100m	12～19.5万円/100m	
末端畑地かんがい施設	11～15.5万円/10a	13～18.5万円/10a	
樹園地	17.5～24.5万円/10a	21～29万円/10a	
給水栓設置のみ	1～1.5万円/1箇所	1～1.5万円/1箇所	
ほ場までの配管	4～5万円/10m	4～5万円/10m	
客土	6.5～11.5万円/10a	7.5～13.5万円/10a	
除礫	14.5～20万円/10a	17～24万円/10a	

※助成単価は「農業基盤整備促進事業実施要領 第7助成」、「農地耕作条件改善事業実施要領 第6助成」による。

※「水路の変更」とは用排水路のパイプライン化などを言う。

※「中心経営体集約化農地」とは、同一の中心経営体によって経営される 1ha 以上のまとまりを有する農地を言う。

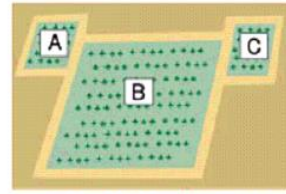
（畦畔、水路、道路で接続されている場合でも、一連の作業を継続するに支障がないものとして、まとまりを有する農地とする。）



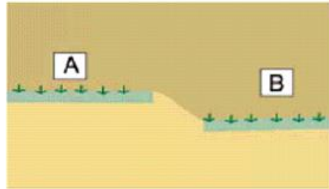
2筆以上が畦畔で接している



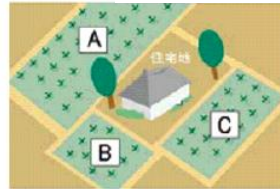
2筆以上が道路又は水路で接続



2筆以上が各々一隅で接続し、作業に支障が無い



農地の段差が作業に影響しない



2筆以上が耕作者の宅地に接続している

### ◇定率助成

事業種類	備考
1) 定額の事業種類と同様 2) 農作業道等 4) 管理省力化支援 6) 営農環境整備支援	定率助成事業の2)～6)は、定額の事業種類と併せて実施する。また、定額事業種類で県営の受益面積要件を満足すること。
3) 農用地の保全 5) 品質向上支援	

### ■施工事例

#### 田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)



実施前



実施後

#### 暗渠排水



実施前



実施後

## ■対象地域

- ・ 県下全域（原則として農振農用地区域）
- ・ かつ農地中間管理事業重点実施地域及び重点実施地域の指定が確実と見込まれる地域  
[農地耕作条件改善事業]

## ■採択要件

下記のすべてを満たすこと。

- ・ 1地区当たりの事業費の合計が2百万円以上であること
- ・ 1地区当たりの受益戸数2戸以上であること
- ・ 1地区当たりの受益面積20(10)ha以上であること  
※( )は中山間地域：特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯
- ・ 下記計画を策定していること

農業基盤整備促進事業	農地耕作条件改善事業
農業基盤整備計画	農地耕作条件改善計画

## ■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：

定率助成	国50%(55) 県50%(45) ※( )内は中山間地域の場合
定額助成	国【定額】、 県【定額加算】(中山間地域型の場合)

(参考：市町村、土地改良区、農地中間管理機構も事業主体となる)

## ■その他

農地中間管理機構と連携し、地域の実情に応じた農地・農業水利施設等の整備が可能。